

# 建築物エネルギー消費性能判定 料金一覧表

単位:円

床面積の合計	工場等以外		工場	
	モデル建物法	標準入力法等	モデル建物法	標準入力法等
1,000㎡未満	123,200	317,900	34,100	42,900
1,000㎡～2,000㎡未満	162,800	410,300	51,700	60,500

(税込み)

・計画変更の適合判定手数料は、直前の判定を当検査センターで交付している場合は、上記判定料金表の60%の額とし又、軽微変更当該証明の適合判定手数料は、直前の判定を当検査センターで交付している場合は、上記判定料金表の30%の額とする。なお、計画変更及び軽微変更とも、直前の判定を他の機関で交付している場合は、申請建築物の床面積の区分の額による。

・複合用途の建築物の場合は、用途毎の床面積で算定して加算した額か、建築物全体の床面積を工場等以外の区分で算定した額の、低い額を判定料金とする。

・増改築の場合、既存部分のBEI値をデフォルト値1.2を使用した場合は、既存部分の床面積を除いた床面積とし、BEI値をデフォルト値1.2を使用しない場合は、既存部分の床面積を含めた床面積の区分の額による。

・建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を、建築基準法第6条の2第1項に定める確認申請と併せて当検査センターに行う場合は、上記判定料金表の額から10%を減じた額とする。

## 《用語の定義》

・工場等: 建築基準法上の用途が次に掲げるもの

工場 危険物の貯蔵又は処理に供するもの 水産物の増殖場若しくは養殖場 倉庫 卸売市場 火葬場 又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等その他の処理施設

・床面積: 新築、増築又は改築する非住宅部分の床面積

・モデル建物法: 採用する代表的な仕様のみを入力して評価する簡易評価法

・標準入力法等: 各室の面積・仕様等を入力して評価する詳細評価法等で、モデル建物法以外の評価法

令和 3年 4月 1日 制定